

ホームタウンちよだ応援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 寄附者に関する事項（第5条―第8条）
- 第3章 指定団体に関する事項（第9条―第16条）
- 第4章 公表に関する事項（第17条）
- 第5章 雑則（第18条―第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）に対する個人からの寄附金のうち、その使途として千代田区内（以下「区内」という。）において公益活動を行う団体を応援するために寄附された寄附金の取扱い及び当該団体への補助金の交付に関して必要な事項を定めることにより、寄附者が自ら選択する団体への寄附手続の簡素化を図り、もって地域社会が持続的に発展することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定団体 第13条第1項の指定を受けた団体をいう。
- （2） ホームタウンちよだ応援寄附金 この要綱に基づいて行われる区に対する寄附金を総称したものをいう。
- （3） 一般寄附金 ホームタウンちよだ応援寄附金のうち、その使途が指定されていないものをいう。
- （4） 寄附者 ホームタウンちよだ応援寄附金を寄附する者をいう。

（指定団体への補助上限額等）

第3条 指定団体へ交付する補助金の上限額は、ホームタウンちよだ応援寄附金のうち当該指定団体を応援するために寄附されたものの額に100分の70を乗じて得た額（1,000円に満たない端数は、これを切り捨てる。以下「実質補助上限額」という。）とする。

2 ホームタウンちよだ応援寄附金の額から実質補助上限額を減じて得た額は、区政全般で活用できる一般寄附金として取り扱うものとする。

（一般寄附金への振替）

第4条 前条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める額は、区政全般で活用できる一般寄附金として取り扱うものとする。

- （1） 第15条第2項の規定により確定した補助金の額が実質補助上限額を下回る場合

実質補助上限額から補助金の額を差し引いた額

(2) 第16条第1項の規定により補助金の交付決定の取消し又は変更を行った場合 当該取消し又は変更により指定団体へ交付しないこととなった額

(3) 第16条第3項の規定により補助金の返還を命じた場合 当該返還額（違約加算金及び延滞金は除く。）

第2章 寄附者に関する事項

(寄附の受付等)

第5条 寄附者は、区が指定するふるさと納税サイトを通じて、ホームタウンちよだ応援寄附金を寄附するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附者が区内在住者である場合は、納付書その他の方法により寄附することができる。

3 千代田区長（以下「区長」という。）は、寄附者の氏名、住所、寄附金額等に関する情報を指定団体に対して提供することについて、当該寄附者から同意を求めるものとする。なお、当該提供は、指定団体から寄附者に対してお礼状、会報誌等を送付することを目的として行うものとする。

4 ホームタウンちよだ応援寄附金の受付期間は、区長が別に定める。

5 区長は、指定団体との協議により、受付期間であってもホームタウンちよだ応援寄附金のうち当該指定団体を応援するための寄附の受付を停止することができる。

(公序良俗に反するホームタウンちよだ応援寄附金の取扱い)

第6条 区長は、寄附されたホームタウンちよだ応援寄附金が公序良俗に反するものと認めるときは、当該ホームタウンちよだ応援寄附金を寄附者に対して返還する。

(寄附金の不返還)

第7条 区長は、次の各号に掲げる理由により指定団体に補助金を交付しない場合又は返還させた場合であっても、既に寄附されたホームタウンちよだ応援寄附金は寄附者に返還しない。

(1) 指定団体が書類の提出等必要な手続を行わないとき。

(2) 指定団体からの第15条第3項の規定による補助金の請求の時点において、当該指定団体が第9条第1項に規定する要件を満たさなくなっていたとき。

(3) 第16条第1項の規定により指定団体への補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したとき。

(4) 第16条第3項の規定により指定団体に補助金の返還を命じたとき。

(寄附金受領証明書の交付)

第8条 区長は、ホームタウンちよだ応援寄附金の寄附を受けたときは、寄附者に対して寄附金受領証明書を交付するものとする。

第3章 指定団体に関する事項

(指定団体の要件等)

第9条 補助金の交付対象となる団体は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第24条の5に規定する団体のうち、主たる事務所又は事業所が区内に所在するものであって、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす団体とする。

- (1) 営利を目的としていないこと。
- (2) 法令及び公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (3) 千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者と関係を有していないこと。
- (4) 宗教的活動をしていないこと。
- (5) 政治的活動をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が適当でないと認める団体は、補助金の交付対象外とすることができる。

（物品の提供等）

第10条 指定団体は、寄附者に対してお礼状、会報誌その他の金銭的価値がない物品を提供できるものとする。

2 指定団体は、寄附者に対して供応接待をし、又は金銭若しくは返礼品その他の金銭的価値がある物品を提供してはならない。

3 指定団体は、第5条第3項の規定に基づき提供を受けた寄附者に関する情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守して適切に取り扱わなければならない。

（補助対象経費及び補助金額）

第11条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、指定団体の活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益に資する事業の運営に要する経費
- (2) 社会貢献又は地域貢献を行う分野の事業の運営に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 交際費及び接待費
- (2) 飲食に係る経費（前項各号に掲げる事業の実施に際して参加者等に提供するものは除く。）
- (3) 役員報酬、従業員の給与及び福利厚生に係る経費
- (4) 前条第1項に規定する物品の作成に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が適切でないと認める経費

3 指定団体に交付する補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の額とする。

（指定団体の申請）

第12条 指定団体の指定を受けようとする団体（次条において「申請団体」という。）は、区長が定める期日までに、団体指定申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(団体の指定)

第 13 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、団体指定・不指定通知書（第 2 号様式）により申請団体に対し通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により団体を指定するときは、必要な条件を付することができる。
(指定内容の変更)

第 14 条 指定団体は、前条の規定により指定を受けた内容に変更が生じたときは、指定内容変更申請書（第 3 号様式）により区長に申請するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否について決定し、指定内容変更承認・不承認通知書（第 4 号様式）により指定団体に対し通知するものとする。

(補助金の交付申請、実績報告及び額の確定並びに請求及び交付)

第 15 条 指定団体は、区長が定める期日までに、次の各号に掲げる書類を区長に提出し、補助金の交付申請及び実績報告をしなければならない。

(1) 補助金交付申請書（第 5 号様式）

(2) 実績報告書（第 6 号様式）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による交付申請及び実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 7 号様式）により指定団体に対して通知するものとする。この場合において、当該確定額は、実質補助上限額の範囲内とする。

3 指定団体は、前項の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書（第 8 号様式）により区長に請求するものとする。

4 区長は、前項の規定により指定団体から補助金の請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、ホームタウンちよだ応援寄附金の受付がなかった指定団体にあつては、同項に規定する補助金の交付申請及び実績報告は要しない。

(指定の取消し等)

第 16 条 区長は、指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、指定団体の指定を取り消し、若しくは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第 9 条第 1 項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条第 1 項に規定する実績報告において、第 13 条の規定により指定を受けた内容（第 14 条の規定により変更した内容を含む。）と異なるものであったとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。
 - (5) この要綱に定める必要な手続を行わないとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により指定団体の指定を取り消し、若しくは補助金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、理由を付してその旨を指定団体に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消又は変更に係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第4章 公表に関する事項

(指定団体等の公表)

第17条 区長は、ホームタウンちよだ応援寄附金を寄附しようとする者に対して適正な選択の機会を提供するため、第13条の規定により指定を受けた内容（第14条の規定により変更した内容を含む。）及び第15条第1項の規定により報告を受けた実績の内容について、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

第5章 雑則

(調査等)

第18条 区長は、補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、指定団体に対して書類の提出又は報告を求め、若しくは関係機関へ照会することができる。

- 2 区長は、指定団体から提出された書類等について不備等があると認めるときは、必要な補正を求めることができる。

(状況報告)

第19条 指定団体は、指定を受けた内容に変更が生じる見込みのある場合は、その旨を速やかに区長に報告するものとする。

- 2 区長は、ホームタウンちよだ応援寄附金を受け付けたときは、随時、寄附金額等の情報を指定団体に対して提供する。

(補則)

第20条 補助金の交付に関しては、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、政策経営部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。